



時事評論家 増田俊男

憲法改正(第9条)はすでに時代遅れになろうとしている

備前焼の器を創った者は、器が気に入らなければ壊せばいい。

器の創作者には器の自由裁量権があり、使用者にはない。

日本国憲法は日本の主権が GHQ にあった時マッカーサーが作って日本に与えられ以後日本が活用してきた。

日本には憲法の自由裁量権がないから戦後 70 年間憲法を一言一句変えていない。

マッカーサーは、やがて(1951年)日本はアメリカ等戦勝国と講和条約を締結し主権が回復されることが分かっていた。

日本が主権を取り戻すと対日軍事占領体制維持にリスクが生じる。(その後フィリピンが米軍を追い出したように)

米ソ冷戦激化の中で軍事戦略上からも日本本土と沖縄(当時は米領)の米軍はアメリカの主権下でなくてはならなかった。(対日軍事占領維持が必要だった)

そこで講和条約締結前に「日本の安全保障に関する主権を日本に放棄させなくてはならなかった。

1951年9月8日サンフランシスコ講和条約の当日、吉田茂は全権代表委員達と共にオペラハウスに赴き講和条約に署名した。

ところがその直後吉田はただ一人で陸軍基地プレジディオに行き日米安保条約に署名した。

全権委員達は全くのつんぼ状態、安保の条文など事前に国会で審議されたことはなかった、つまり日米安保締結は吉田茂の独断行為であった。

日米安保がアメリカの対日軍事占領条約(日本の安全を保障するものではない)であることは(邦訳ではなく)英文を読めば明白である。

憲法第9条はアメリカの対日軍事占領体制維持(日米安保)の為のリスクヘッジであった。

私は吉田とマッカーサー、ダレス(国務長官)との数多くのやり取りを読んだが、敗戦国の宰相として将来の日本のためよく戦ったと思った。

吉田がしたことは当時としてはすべて「現実的」であった。

吉田は日本の為に「置き土産」(秘密文書:時が来たら公開する)を残した。

「憲法第9条の有効期限は米軍の日本占領終了まで」と期限を付けていたのだ!

沖縄の海兵隊は2020年から2026年までに撤退、沖縄並びに日本の米軍基地は自衛隊基地に移管されることも決まっていた。(普天間の移転先の辺野古は自衛隊基地になる)。

「アメリカは世界の警察官ではない」(オバマ、トランプ)。

戦後から続いた米軍の対日軍事占領は今や終わろうとしている。

日本国憲法の自由裁量権を持つアメリカの責任のもとに憲法第9条改正が許され日本の安全保障上の主権は回復する。

正当防衛まで否定している専守防衛の憲法第9条は自主・積極防衛(攻撃は最大の防御なり)に改正され、北朝鮮から日本の領域にミサイルが飛んで来ることはなくなる。

では中国が南シナ海、東シナ海、太平洋へと軍事覇権を拡大している時、「何故米軍は日本から、アジアから撤退するのだろうか?」。

憲法第9条改正に関するアメリカの責任の取り方と、今になって何故対日軍事占領を解くのかについては「小冊子」Vol.87が明確に答えているので是非熟読して欲しい。